

平成 29 年度第 1 回定期監査

| | |
|-------|--|
| 監査の種別 | 地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定による監査 |
| 監査の対象 | 第 1 回定期監査の共通事項のうち総務部総務課所管分 |
| 監査の範囲 | 平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までにおける事務の執行 |
| 実施期間 | 平成 29 年 4 月 11 日から平成 29 年 6 月 27 日まで |
| 監査委員 | 田村 桂一 ・ 原田 剛 |

| 指摘事項 | 改善等措置 |
|--|--|
| <p>(1) 起案文書中の決裁、施行の処理日の記載漏れについて</p> <p>福生市文書管理規程第 15 条（起案文書の処理）の規定では、起案文書の作成に当たっては、文書管理システムから別記様式第 7 号を出力することと規定されており、第 7 号様式では、決裁日、施行日を記載することとされている。決裁、施行のシステム上の処理は済んではいるものの、起案文書自体への処理日の記載は手書きとなるため、記載漏れが多数見受けられた。未記入のままだと起案文書上では未施行のままの状況となるため、各処理が終わったら必ず記載をし、文書の完結までの処理を徹底されたい。</p> <p style="text-align: right;">(各課共通事項)</p> <p>なお、この起案文書中の決裁、施行の処理日の記載漏れについては、文書事務を統括する総務課において、職員への周知徹底を図られたい。</p> <p style="text-align: right;">(総務課)</p> | <p>総務課が実施する研修等を通じ、職員への周知徹底を図ります。</p> <p style="text-align: right;">(総務課)</p> |

平成 29 年度第 1 回定期監査

| | |
|-------|--|
| 監査の種別 | 地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定による監査 |
| 監査の対象 | 総務部 安全安心まちづくり課 |
| 監査の範囲 | 平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までにおける事務の執行 |
| 実施期間 | 平成 29 年 4 月 11 日から平成 29 年 6 月 27 日まで |
| 監査委員 | 田村 桂一 ・ 原田 剛 |

| 指摘事項 | 改善等措置 |
|--|---|
| <p>(1) 起案文書中の決裁、施行の処理日の記載漏れについて</p> <p>福生市文書管理規程第 15 条（起案文書の処理）の規定では、起案文書の作成に当たっては、文書管理システムから別記様式第 7 号を出力することと規定されており、第 7 号様式では、決裁日、施行日を記載することとされている。決裁、施行のシステム上の処理は済んではいるものの、起案文書自体への処理日の記載は手書きとなるため、記載漏れが多数見受けられた。未記入のままだと起案文書上では未施行のままの状況となるため、各処理が終わったら必ず記載をし、文書の完結までの処理を徹底されたい。</p> | <p>処理日の記載は各起案者が決裁完了後に必ず記入するように課全員で確認しました。それとあわせてシステム上の処理も徹底するように再度確認しました。</p> |
| <p>(2) 自主防災倉庫に配備されている装備品について</p> <p>自主防災倉庫に配備されている装備品の中にチェーンソーがあるが、当該装備品については、取扱いを十分熟知していないと危険な面もあるため、前回監査時では、消防署等による十分な訓練を行うよう指摘をしたところである。</p> <p>しかしながら、訓練については自主防災組織の自主性に任せている面もあり、あまり実施されていない状況とのことであった。チェーンソーについては、取扱いの危険性や装備した年数（経年劣化）等も勘案して、訓練を実施していない自主防災組織については、装備品としての見直し等を検討されたい。</p> | <p>自主防災組織に配備しているチェーンソーについては、十分な安全管理を要する資機材であることから、専門知識を持つ消防署員や消防団員などの立会いの下での取扱訓練を推奨しているところです。このため、近年では各自主防災組織における訓練実施率が低い傾向にある状況ですが、実災害時には、自主防災組織だけでなく、消防団や建設防災協力会等の地域の防災組織も救出・救助活動に活用できる資機材となります。これを各自主防災倉庫に分散配置することで、いざというときに使用可能な資機材をより多く確保するため、引き続き配備していきたいと考えています。今後も自主防災組織に対しては、資機材の動作点検を兼ねた訓練を奨励し、経年劣化等による不具合が生じた際は、修繕等により対応をしていきます。</p> |

(3) 補助金の交付事務について

ア 自主防災組織運営費補助金の交付申請について、当該交付申請書の起案文書の供覧日に入力誤り及び申請書の事業費欄が未記入となっていた。

イ 福生市交通安全推進委員会活動交付金の交付申請について、当該交付申請書の様式が、同交付金交付要綱上の別記様式第1号（第3条関係）と相違していた。

ウ 福生警察署管内防犯協会補助金の交付事務について、当該申請書の事業費欄が未記入及び事業費の内訳欄が別紙添付となっていたが、別紙の添付がなかった。また、同補助金等交付決定通知書中の対象事業費欄についても未記入となっていた。

なお、ウの指摘事項については、平成27年度行政監査（補助金の交付事務について）において口頭にて指導した事項である。

それぞれの交付要綱及び交付基準に基づき交付事務を進め、文書管理規程にのっとり適正に事務処理をされたい。

ア 起案文書の供覧日については、入力の誤りがないか確認を徹底するよう管下職員に指導します。また、申請書の事業費欄については、自主防災組織へ記入漏れがないよう改めて説明するとともに、申請書の収受の際に職員による記入漏れのチェックを徹底します。

イ 活動交付申請様式については（内訳 人数× 円）の部分が欠落したものを使用していました。交通安全推進委員会に正しい申請書を説明し、今後は改めたものを使用するように依頼しました。

ウ 交付申請書事業費欄の未記入及び事業費の内訳欄の別紙添付については、防犯協会に金額の記入の徹底と、事業費の内訳がわかる予算書の写しを添付するよう説明し、申請書の収受の際には職員による記入漏れ等のチェックを徹底します。

また、決定通知書対象事業費欄についても、記載漏れがないよう管下職員に指導徹底を図りました。

前回に引き続いての御指摘であり、今後このようなことのないよう文書の様式については細部にわたりチェックを徹底していきます。

平成 29 年度第 1 回定期監査

監査の種別 地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定による監査
監査の対象 企画財政部 秘書広報課
監査の範囲 平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までにおける事務の執行
実施期間 平成 29 年 4 月 11 日から平成 29 年 6 月 27 日まで
監査委員 田村 桂一 ・ 原田 剛

| 指摘事項 | 改善等措置 |
|--|---|
| <p>(1) 起案文書中の決裁、施行の処理日の記載漏れについて</p> <p>福生市文書管理規程第 15 条（起案文書の処理）の規定では、起案文書の作成に当たっては、文書管理システムから別記様式第 7 号を出力することと規定されており、第 7 号様式では、決裁日、施行日を記載することとされている。決裁、施行のシステム上の処理は済んではいるものの、起案文書自体への処理日の記載は手書きとなるため、記載漏れが多数見受けられた。未記入のままだと起案文書上では未施行のままの状況となるため、各処理が終わったら必ず記載をし、文書の完結までの処理を徹底されたい。</p> | <p>今後は、決裁・施行等終了後は、システム上の処理だけでなく起案文書自体へも忘れずに手書きで記載するよう課員に指導を行った。</p> |

平成 29 年度第 1 回定期監査

| | |
|-------|--|
| 監査の種別 | 地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定による監査 |
| 監査の対象 | 福祉保健部 健康課 |
| 監査の範囲 | 平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までにおける事務の執行 |
| 実施期間 | 平成 29 年 4 月 11 日から平成 29 年 6 月 27 日まで |
| 監査委員 | 田村 桂一 ・ 原田 剛 |

| 指摘事項 | 改善等措置 |
|---|--|
| <p>(1) 起案文書中の決裁、施行の処理日の記載漏れについて</p> <p>福生市文書管理規程第 15 条（起案文書の処理）の規定では、起案文書の作成に当たっては、文書管理システムから別記様式第 7 号を出力することと規定されており、第 7 号様式では、決裁日、施行日を記載することとされている。決裁、施行のシステム上の処理は済んでいるものの、起案文書自体への処理日の記載は手書きとなるため、記載漏れが多数見受けられた。未記入のままだと起案文書上では未施行のままの状況となるため、各処理が終わったら必ず記載をし、文書の完結までの処理を徹底されたい。</p> | <p>決裁、施行のシステム上の処理とともに、起案文書自体への処理について、記載漏れがないよう徹底します。</p> |
| <p>(2) 資金前渡精算金について</p> <p>離乳食教室で使用する食材の購入については、請求書払いではなく、資金前渡を受け保健師が調達し、教室終了後前渡金を精算するが、その残金の精算について、早いもので 3 日後、遅いものについては、3 か月後となっていた。</p> <p>会計事務規則第 70 条（前渡金の精算）によれば、「資金前渡を受けた課長は、その用件終了後直ちに支払精算書を作成し、証拠書類を添え、会計管理者に提出しなければならない。」また、同条第 2 項では「前渡金の精算残金は、資金前渡・概算払精算書により、直ちに指定金融機関派出所に返納しなければならない。」と規定されている。</p> <p>会計事務規則に基づき適正な事務処理をされたい。</p> | <p>会計事務規則第 70 条（前渡金の精算）に則り、用件終了後 1 週間以内に支払精算書を作成し、証拠書類を添え、会計管理者に提出するとともに、前渡金の精算残金は、資金前渡・概算払精算書により、指定金融機関派出所に返納するよう徹底して改善します。</p> |